

小型家電リサイクル法始まる！

2013年4月25日

日本CSR普及協会・環境専門委員会

弁護士 佐藤泉

平成25年4月1日から、小型家電リサイクル法（正式名称：使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行されました。

廃棄物の削減・リサイクルを進める法律としては、今までに「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」「建設資材リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」「自動車リサイクル法」などが次々に制定されてきました。しかし、これらの法律のうち最後に制定された自動車リサイクル法が出来てから10年を過ぎており、久しぶりのリサイクル新法です。そこで、今回は、この法律の概要と、消費者及び事業者に与える効果について説明します。

<目的は都市鉱山の発掘？>

従来のリサイクル法は、製造者などの責任で、廃棄物を減量・リサイクルすることが主眼でした。しかし、今回の小型家電リサイクル法では、小型家電に含まれる鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタル等の資源を回収することが、大きな目的となっています。

昨年、中国はレアメタルの輸出制限措置をとりました。これに対し日本は、日本の製造業に大きな影響を与えるとして、WTOに提訴しました。この結果、昨年12月に中国の協定違反が認められ、その後中国は輸出関税を撤廃することにより問題は解決されています。しかし、資源の少ない日本としては、今後このようなことが起きる可能性があり、その打開策の一つとして、廃棄物を「都市鉱山」ととらえて、積極的に金属を回収することを目指しているのです。

また、粗大ゴミ・不燃ゴミとして自治体が回収した電気製品は、ほとんどがそのまま破碎して、埋め立てられています。これにより最終処分場の汚染や埋立残余量の逼迫などの深刻な問題も発生しています。この法律は、このような最終処分の問題への対策ともなります。

さらに、各地で不用品回収業者が家電製品を集めていますが、これが不適正処理・不適正輸出に繋がっている懸念があり、環境省や家電メーカーの危機感を持っていることも、背景といえるでしょう。

<何が対象となるの？>

ファックス、携帯電話、ラジオ、デジカメ、パソコン、電動ミシン、電卓、炊飯器、扇風機、アイロン、ヘルスマーター、電気マッサージ器、電子ピアノなど、ほとんどの家電製品がこの法律の対象となります。法律の名称では小型のものに限定されているように誤解されがちですが、現実には粗大ゴミに属するようかなり大型のものも含まれています。但し、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などの家電リサイクル法対象品は除外されており、これらは従来の通り家電メーカーが処理責任を負担します。

<誰が、どうやって回収するか？>

基本的には、自治体が専用ボックス回収等で小型家電を回収し、これをこの法律に基づいて認定された認定事業者に引き渡して、破碎、金属回収、精錬などが行われます。

日本には1700以上の市町村があり、今までは個々の自治体の責任において家庭から排出される廃棄物が処理されてきました。家電製品については、このルールが大きく変わることになります。今後、あちこちで小型家電の回収ボックスを見かけることになるかもしれません。小型家電、E-Wasteのマークが目印となります。

<市民や産業界への影響は？>

市民にとっては、電気製品の買替えの際にゴミを出す手間や罪悪感から解放される可能性があります。しかし、その手続きや費用については、今後自治体がどう運用するかによって決まるため明確ではなく、この制度が浸透するには1～2年はかかるように思われます。

産業界では、新たなビジネスチャンスととらえる会社もあるようです。今までは、廃棄物の収集運搬・処分について、一般廃棄物については一般廃棄物処理業、産業廃棄物については産業廃棄物処理業という許可が必要でした。しかし、小型家電リサイクル法では、認定により、このような許可なく運搬や処理を行うことができるケースが増えています。その意味では、製造業、運送業と廃棄物処理業との垣根が低くなったといえます。これを新たな市場として、参入する商社や小売店も増えることでしょう。

資源を循環的に利用することと、環境保護を促進することの両方を達成し、同時に産業を活性化させるという目的が達成できるのか、注目されるところで

以上